

千葉県大多喜町 地域おこし協力隊募集要項（移住・定住促進）

都心から90分、房総半島中央部に位置する大多喜町は、千葉県内の町村の中で最も広大な面積を有し、その約70%を森林が占める緑豊かな環境で、海へも車で30分圏内という利便性も備えています。

大多喜城の城下町としての歴史や景観に加え、粟又の滝や養老溪谷など四季折々の自然資源にも恵まれている一方で、人口減少や高齢化等に伴う後継者不足が重要課題です。

町や地域の現状課題、資源や可能性、魅力を新たな視点で捉え、交流や移住・定住につなげる活動に地域おこし協力隊として町と連携して活動ができる方で、任期終了後も本町への定住意欲のある方を募集します。

1. 募集人数

1名

2. 活動内容

協力隊員の活動は、別に定める「大多喜町地域おこし協力隊設置要綱」を基本とし、以下の活動に従事していただきます。

- 移住・定住促進を目的とした交流イベントや体験企画の立案・実施
- 移住・定住希望者に対する相談対応
- 移住者に対する相談対応や支援・コミュニティ活動
- 移住・定住に関する情報発信・提供
- 空き家利活用に対する活動
- 町が行う移住関連事業の補助（移住相談会出展、WEB・SNSでの情報発信等）

※上記の活動を中心に町と協議の上で決定します。

3. 募集対象 ※下記すべての要件を満たす方

- (1) 日本国籍を有し、以下に記載した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 国、地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に該当しない地域）等から町内へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方。または、大多喜町以外の地域で地域おこし協力隊員であった方（同一地域における活動が2年以上、かつ解嘱1年以内）で、大多喜町に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。※地域要件については、総務省の地域おこし協力隊の関連ページでご確認ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html
- (3) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方。
- (4) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意志のある方。

- (5) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方。
- (6) 協力隊終了後も本町に定住する意思のある方。
- (7) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方。
- (8) 土日及び祝日勤務等の不規則な勤務に対応できる方。
- (9) パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の一般的な操作及び SNS 等を活用した情報発信ができる方。
- (10) 普通自動車運転免許を取得している方、または取得予定の方。

4. 勤務地・活動地域

- (1) 勤務地：大多喜町役場企画課
- (2) 活動地域：大多喜町全域での活動を基本とします

5. 勤務日数・時間

- (1) 勤務日数：週 5 日
- (2) 勤務時間：原則午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（1 日 7 時間勤務、昼休憩 1 時間）
※週 35 時間を超えない範囲内での勤務を基本とします。
※活動内容により、勤務日や勤務時間帯を調整する場合があります。

6. 雇用形態・期間

- (1) 大多喜町の会計年度任用職員とします。
- (2) 初年度の任用期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。ただし、任用開始時期について協議により調整する場合があります。また、次年度からは年度毎に任用することができるものとし、最長 3 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）とします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7. 報酬

月額 200,000 円（賞与あり）

8. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険・雇用保険に加入します。公務災害については、地方公務員災害補償法及び千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例の定めるところにより補償します。
- (2) 通勤に係る費用は、大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給します。
- (3) 休暇日で業務に支障が無ければ、兼業を認める場合があります。
- (4) 勤務時間中はパソコンと公用車等の備品を貸与します。
- (5) 予算の範囲内で、住居に係る費用を支給します。
- (6) 転居に要する費用、水道光熱費の生活費、自治会費等は個人負担となります。

9. 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和8年4月1日（水）～随時郵送で受け付けます。

提出された書類は返却しません。

(2) 提出書類

- ① 大多喜町地域おこし協力隊申込書（所定様式）
- ② 現住所の住民票（募集開始日以降に取得した住民票とします）
- ③ 運転免許証又はマイナンバーカードの写し
- ④ 他の地域で地域おこし協力隊員として活動経験のある方は、活動時期が確認できる書類の写し（委嘱状、解嘱状の写し等）

(3) 申込・問合せ

〒298-0292

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

大多喜町役場 企画課 地域振興係

電話：0470-82-2165

FAX：0470-82-4461

メール：koryu@town.otaki.lg.jp

10. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。

詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。（第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担）

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、文書で最終選考受験者全員に通知します。

※不採用理由についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

11. その他（参考）

地域おこし協力隊に関するページ



大多喜町ホームページ



総務省地域おこし協力隊



総務省地域要件確認表（R4.4.1 時点）